

入札監理小委員会における審議結果報告 現場技術業務及び発注者支援業務

内閣府と農林水産省の現場技術業務及び国土交通省の発注者支援業務について、当該民間競争入札実施要項(案)を入札監理小委員会において審議したので、その結果を以下のとおり報告する。

1. 事業の概要及びこれまでの経緯について

(1) 事業の概要

- 本業務は、農林水産省及び内閣府沖縄総合事務局の国営土地改良事業等における工事の設計及び監督等並びに事業実施に関する補助的作業を行う現場技術業務(以下、「現場技術業務」という。)と、国土交通省北海道開発局における国営土地改良事業等に関する工事实施の監督補助を行うことによる当該工事の円滑な履行及び品質確保を図る発注者支援業務(監督支援業務)(以下、「発注者支援業務」という。)から構成される。
- 市場化テスト4期目。事業開始は令和6年4月1日であり、業務量等を勘案し、事務所ごとに「現場技術業務」は2年～3年の契約、「発注者支援業務」については単年の契約となる。

(2) 選定の経緯

「公共サービス改革基本方針」(令和元年7月9日閣議決定)に沿って、行政事業レビュー等の公表資料において競争性等に問題があると思われる契約のうち、民間競争入札の導入により競争性等の改善が見込まれる事業について、各府省等へ市場化テストの実施を呼びかけた結果、自主選定となったもの。

2. 前回の実施要項からの修正点について

(1) 現場技術業務

・監督支援型

- 事業者へのヒアリングを踏まえて、管理技術者の資格要件について、要件緩和のため、業務については限定するものの「畑地かんがい技士」の資格、「農業水利施設補修工事品質管理士[コンクリート構造物分野]」の資格を追加し、配置可能な技術者要件を緩和した。(資料4-2-1 P19/85)
- 事業者へのヒアリングを踏まえて、現場技術員の資格要件についても、要件緩和のため、「技術士」(総合技術監理部門(農業—農業土木、農業—農業農村工学))、「技術士」(農業部門(農業土木又は農業農村工学))の資格等、業務は限定するものの「畑地かんがい技士」の資格を追加し、配置可能な技術者要件を緩和した。
(資料4-2-1 P19/85-20/85)

・事業促進型

- 事業者へのヒアリングを踏まえて、管理技術者及び主任技術者の調査・測量・設計担当部門の資格要件について、要件緩和のため、業務について

は限定するものの「農業用ため池管理保全技士」の資格を追加し、配置可能な技術者要件を緩和した。

(資料4-2-1 P20/85-P21/85)

・その他

- 技術提案における技術者継続教育に対する取組みの評価について、加算評価点として「技術士（CPD 認定）に認定されている」を追加した。

(資料4-2-1 P80/85)

- 時点・字句修正

(2) 発注者支援業務

- 前回の評価審議を踏まえ、設計共同体による入札参加資格を認めることとした。

(資料4-2-2 P9/58、P11/58)

- 配置予定担当技術者の資格要件について、要件緩和のため「当該業務部門の実務経験を有する者」を追加し、資格が無くても経験年数があれば予定担当技術者として配置可能とした。

(資料4-2-2 P15/58)

- 新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮し、説明会を中止していたが、令和6年度（4期）は、集合形式による説明会を再開予定としている。

- 時点・字句修正

3. 実施要項（案）の審議結果について

【論点】

現場技術員（A）の資格要件について、技術士の取得には5年程度かかり、それに加え取得後実務経験を5年以上必要とすると10年のキャリアが必要になる。後段で大学卒業後8年以上の実務経験を有する者として資格要件を認めているのであれば、資格要件緩和となっていないのではないか。

【対応】

現場技術員（A）の資格要件において、技術士取得後の実務経験を5年以上に設定していたが、大学等卒業後の実務経験より長くなっており、緩和となる設定になっていないことから、技術士の実務経験を削除し、1級土木施工管理技士取得後の実務経験5年以上についても同様の理由により削除。

また、現場技術員（B）の2級土木施工管理技士取得後の実務経験4年以上についても、大学等卒業後の実務経験と同じ年数となっており、同様に緩和となる設定となっていないことから、3年以上に修正。(資料4-2-1 P19/85)

実施要項（案）の修正にはいたらないが、主に以下の質疑応答があった。

【質疑1】

パブリックコメントについて現行事業者以外の意見があったか。また、入札公告の開始時期について、人材確保の観点から時期を早めることは可能か。

【回答1】

現行事業者以外から意見があったかどうかの特定は出来ないところである。入札公告の開始時期については、早期に対応できるように次年度以降反映していきたい。

【質疑2】

資格要件については、抜本的に考える必要がある。今回の資格要件緩和で結果が出ない場合、業務内容と資格要件の妥当性について検討していく必要があるのではないか。

【回答2】

今後の資格要件緩和の検討の際、業務内容と業務の質の確保を踏まえて検討していきたい。

4. パブリック・コメントの対応について

令和5年9月29日から10月12日までパブリック・コメントを行った結果、6者15件意見が寄せられ、実施要項（案）の字句の修正を行った。

－以上－